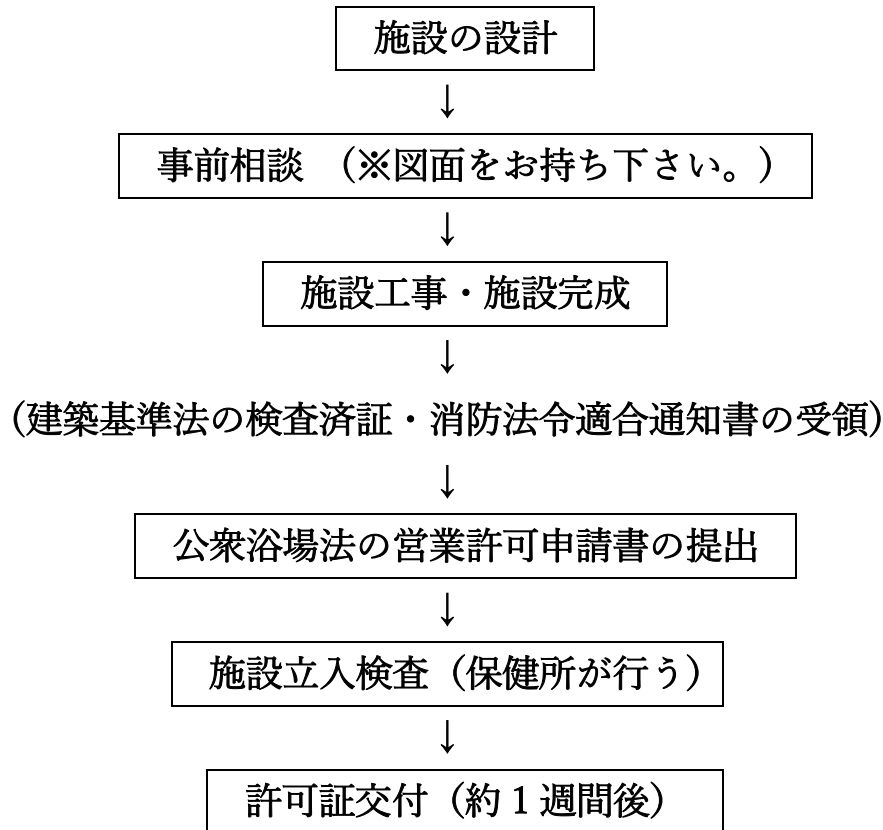


公衆浴場法営業許可申請の手引き

手続きの流れ



大分県内(大分市を除く)で公衆浴場を経営するためには、公衆浴場法等の構造基準に適合した施設を準備して、事前に所定の様式(細2・第1号様式)により保健所長に営業許可申請を行い、大分県知事の許可を受ける必要があります。

※注 構造基準に適合していない場合は、原則として不許可となります。施設を新しくつくる場合は、設計段階から相談することをお勧めします。

なお、公衆浴場には「一般公衆浴場」と「その他の公衆浴場」があります。

一般公衆浴場	地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設
その他の公衆浴場	一般公衆浴場以外の公衆浴場

公衆浴場許可申請 提出書類一覧表

書類区分	書類名	内容	✓
申請書	申請書 第1号様式	「申請書の記載例」「公衆浴場許可申請書の記入上の注意」を参考にして記入してください。	
添 付 書 類	1	脱衣室、浴室、浴槽等の施設及び給水、給湯汚水排出等の系統を表示した平面図及び立面図	縮尺及び面積を明記してください。
	2	営業施設から 300メートル以内の見取図	
	3	土地の状況その他特別な事由がある場合は、その旨を記載した書類	条例第4条第2項に定める構造基準に係る緩和措置を受けようとする場合
	4	浴用に供する水に関する水質検査成績書	お風呂やシャワーに使用しようとする <u>原水</u> のレジオネラ属菌の検査です。 ※お風呂にためている浴槽水の検査ではありません。
	5	飲用に供する水に関する水質検査成績書	飲用可能な水であることの証明 ※水道水は省略可
	6	法人にあっては、定款又は寄附行為の写し	
	7	建築基準法に基づく「検査済証」の写し	別府市、佐伯市、日田市、中津市、宇佐市は市役所、その他は管轄の土木事務所で手に入れることができます。
	8	消防法令適合通知書	最寄りの消防署に行って「公衆浴場の申請をしたいので、消防法令適合通知書が必要になりました。」と伝えてください。
	9	事業譲渡を受けたことを証する書面	事業譲渡を受けた場合において、一部の記載事項・添付書類を省略する場合のみ必要です。
	許可申請手数料	22,000 円 窓口にて現金で納付してください。	

※併せて提出するもの 申請者が個人の場合・・・運転免許証、住民票の写し等を提示
申請者が法人の場合・・・登記事項証明書等を添付

公衆浴場許可申請書の記入上の注意

1 申請書（細 2・第 1 号様式）の記入方法について

住所、氏名、生年月日

個人の場合は、「氏名」「現住所」を記入。

法人の場合は「登記された主たる事務所の所在地」「法人名」「代表者氏名」を記入。

略字、略号等は記入しないようにしてください。

(例：■■町 2-1-6→■■町二丁目 1 番 6 号)

※ 国、地方公共団体等が申請する場合は、当該団体の長が申請することを原則とするが、法令や内部規則などで管理・経営責任が下部に委任されている場合は、その受任者でもかまいません。

ただし、それを証するもの(事務委任規則等の写し)を添付してください。

1 公衆浴場の名称

下記に注意の上、任意に設定

- ・温泉法の利用許可がない場合「〇〇温泉」等の名称は使用しない
- ・「トルコ〇〇」、「〇〇大使館」等諸外国の国名、地名、人名等の名称・公共施設等の名称は使用しない

2 公衆浴場の所在地

同一施設の所在地が 2 つ以上にまたがる場合は、そのすべてを記入。

3 公衆浴場の種別

「一般公衆浴場」「その他の公衆浴場」のどちらかを記入。

※ 地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設を一般公衆浴場とし、観光客用や営業形態が一般公衆浴場と異なるものは種別を「その他の公衆浴場」とする。

※一般公衆浴場については、「物価統制令」「適正配置の基準」が適用される。

- ・入浴料金統制額：平成 19 年最終改正

大人(12 歳以上)380 円、中人(6 歳以上 12 歳未満)150 円、小人(6 歳未満)70 円

- ・「適正配置の基準」(条 3)

既設の一般公衆浴場との直線距離が 300m 以上であること。

4 公衆浴場の構造設備

建築様式(例：木造 2 階建)、採光換気設備の概要、脱衣室、浴室、浴槽等設備の概要を記入。なお、建築様式以外の項目は別紙で添付してもよい。

(※ 別紙で添付する場合は、「別紙」と記入してください。)

5 使用水の種類

「水道水(白湯)」「潮湯」「温泉」その他の種類を記入する。

・温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を付記する。

6 営業開始予定年月日

7 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の適用の有無

現に営業をしている者から施設を譲り受けて営業をしようとする場合は、変更のないものについては、記載内容及び添付書類を一部省略することができます。

この規定の適用を受ける場合はこの欄に「事業譲渡による営業許可申請」と記載してください。

2 添付書類について

1 脱衣室、浴室、浴槽等の施設及び給水、給湯污水排出等の系統を表示した平面図及び立面図

縮尺及び面積を明記してください。

※ 循環式浴槽で浴槽水の消毒に塩素系薬剤を使用しているときは、当該薬剤をろ過器の直前に投入できる構造になっている必要があります。

2 営業施設から 300 メートル以内の見取図

営業施設の他に、学校、児童福祉施設等の位置、主要道路、建物等を記載したものを提出してください。地図の写しでもよいです。

3 土地の状況その他特別な事由がある場合は、その旨を記載した書類

条例第 4 条に定める構造設備の基準について緩和を受ける場合は、その緩和を受けようとする基準と状況及び理由を記載した書類を提出する。

※該当がない場合は提出不要

4 浴用に供する水に関する水質検査成績書

風呂やシャワーに使用しようとする原水のレジオネラ属菌の検査です。

※ お風呂にためている浴槽水の検査ではありません。

上水道・簡易水道・専用水道や、大分県給水施設条例第 2 条に規定する給水施設により供給される水を使用している場合でも必要です。

- (1) 原湯(浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水のこと)
- (2) 原水(原湯の原料に用いる水、または浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水のこと)。
- (3) 上がり用湯(洗い場やシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水のこと。)
- (4) 上がり用水(洗い場やシャワーに備え付けられた水栓から供給される水のこと。)

5 飲用に供する水に関する水質検査成績書(水道水等により供されるものを除く。)

飲料水として使用する水が飲用に適する水であることを証明するための水質検査成績書が必要です。

ただし、上水道・簡易水道・専用水道や、大分県給水施設条例第 2 条に規定する給水施設から供給される水を飲用水として供給する場合は不要。

6 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

上記の書類と併せて、下記の書類等をご準備ください。

個人の場合は、運転免許証や住民票の写し等を呈示してください。

法人の場合は、法人の登記事項証明書を添付してください。

7 建築基準法に基づく「検査済証」の写し

公衆浴場として使用する建築物の建築基準法第7条第5項に規定する検査済証の写し
※市町村又は土木事務所の建築基準法所管課にお問い合わせ下さい。

8 消防署長からの「消防法令適合通知書」

詳しくは、最寄りの消防署にお尋ねください。

9 事業譲渡を受けたことを証する書面

現に営業を行っている者からの事業譲渡によって営業を行おうとする場合において、事業を譲り受けたことを証する書面を添付して、一部の添付書類を省略する場合のみ必要になります。

事業譲渡を受けたことが確認できる契約書の写し等を提出してください。

○省略可能書類

「6 定款又は寄附行為の写し」以外の書類で従前受けている許可と変更がない書類

3 許可申請手数料について

許可申請に係る手数料として、22,000 円が必要です。

窓口にて現金で納付してください。

公衆浴場の許可基準について

【構造設備に関する基準】

構造基準（公衆浴場法施行条例第4条関係）		基準の目的
1	脱衣室と浴室の間は、見通しのできる方法で区画すること。	浴室内での事故発生防止等
2	<u>浴室の床面及び浴室の床面から高さ 1.5m までの側壁は耐水性の材料</u> を用い、浴室の床面は排水及び清掃の容易な構造であること。	浴室内の設備の腐食防止及び清潔保持
3	<u>浴槽の縁の高さは、洗い場の床から 5cm 以上</u> とすること。	浴槽水の清潔保持 (洗い場の排水の流入防止)
4	浴室には、上がり用湯及び上がり用水を入浴者数に応じて十分供給するために必要な数の湯栓及び水栓を設けること。	入浴者の利便性確保
5	<u>浴室又は脱衣室には、入浴者の利用しやすい場所に 1 箇所以上の飲料水を供給する設備を設け、飲用に適する旨の表示</u> をすること。	脱水症の防止
6	入浴者が利用しやすい場所に便所を設け、防虫、防臭及び流水式手洗いの設備を設けること。	施設内の衛生的環境の保持
7	<u>サウナ設備(熱気又は蒸気を発生させて、発汗を促す設備をいう。以下同じ。)を設ける場合には、次の構造とすること。</u>	サウナ内での事故発生防止等
	イ <u>温度調節設備及び温度計</u> を備え、常に適温を保持できる構造とすること。	
	ロ <u>サウナ設備(個人用のものを除く。)の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。</u>	
ハ 出入口は、入浴者が内部から開閉できる構造とすること。		

【衛生に関する基準】

衛生基準（公衆浴場法施行条例第5条第1項関係）		基準の目的
1	公衆浴場の施設内の換気、採光、照明及び保温は、脱衣、入浴等に支障のないよう十分に行うこと。	施設内の衛生的環境の保持
2	脱衣室、浴室、便所等入浴者が直接利用する施設及び設備は、常に清潔を保ち、ねずみ、昆虫等を駆除すること。	
3	排水設備は、排水が円滑に行われるよう十分に清掃し、かつ、防臭に努めること。	

衛生基準（公衆浴場法施行条例第5条第1項関係）		基準の目的
4	浴槽に入る前には身体を洗うこと等の <u>入浴上の注意事項を、脱衣室等の入浴者の見やすい場所に掲示すること。</u>	マナーの周知
5	薬湯、サウナ設備等入浴に必要な施設にあっては、入浴上の注意事項を入浴者の見やすい場所に掲示すること。	入浴者の安全確保
6	入浴者に、くし、タオル、かみそり等を貸与する場合は、新しいもの又は消毒した清潔なものとすること。	感染症の予防
7	入浴者の安全確保に努めること。	
8	<u>原湯・原水・上がり用湯・上がり用水・浴槽水は、レジオネラ属菌に関する基準(10cfu/100mL 未満)に適合する湯水であること。</u>	公衆浴場に使用する湯水の安全性を担保するため
9	浴槽水は、常に清浄を保ち、かつ、浴槽を満たしていること。	浴槽水の清潔保持
10	上がり用湯及び上がり用水は、常に清浄を保ち、かつ、十分な量を供給すること。	
11	打たせ湯及びシャワーには、浴槽水を使用しないこと。	エアロゾルが発生する設備に対し清潔な湯水を使用させるため
12	<u>露天風呂の湯水が、浴槽水に混じることのないようにすること。</u>	比較的レジオネラ属菌に汚染されやすい湯水と浴槽水を分離し、浴槽水中の汚染を防ぐため
13	貯湯槽(原湯等を貯留する槽)の生物膜その他の汚れの状況を定期的に監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行い、清掃時には貯湯槽内の原湯等を完全に排水すること。	科学的知見から、レジオネラ属菌が増殖しやすい箇所に対し規制を行うもの
14	浴槽水は、毎日完全に換水し、浴槽を清掃すること。 (循環式浴槽で毎日完全に換水しないもの又は常に原湯を供給し、浴槽水をあふれさせる浴槽にあっては、1週間に1回以上)	
15	調節箱※は、生物膜の状況を監視し、1年に1回以上、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。 ※洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。	科学的知見から、レジオネラ属菌が増殖しやすい箇所に対し規制を行うもの
16	シャワーは、少なくとも1週間に1回、内部の水が置き換わるように通水するとともに、シャワーヘッド・ホースは、6箇月に1回以上点検し、内部の汚れ及びスケールを除去するため、1年に1回以上洗浄及び消毒を行うこと。	
17	図面等により配管の状況を正確に把握し、不要な配管は、生物膜の形成場所とならないよう管理すること。	事業者が把握できない配管や不要な配管からのレジオネラ属菌を排除するため

衛生基準（公衆浴場法施行条例第5条第1項関係）		基準の目的
18	浴槽水について <u>レジオネラ属菌に係る水質検査を行い、その結果を公衆浴場の所在地を所管する保健所長に報告するとともに、入浴者の見やすい場所に掲示すること。</u>	入浴者の安心・安全確保
19	衛生管理に関する手引書を作成して、従業者に周知徹底し、かつ、営業者又は従業者のうちから日常の衛生管理に係る責任者を定めること。	事業者の衛生管理体制の確保
20	<u>水質検査結果、遊離残留塩素濃度測定結果等の記録を作成し、3年間保管</u> すること。	関係書類の保存

【レジオネラ症の発生を防止するために循環式浴槽に設けられている基準】

衛生基準（公衆浴場法施行条例第5条第2項関係）		基準の目的				
1	<u>貯湯槽の原湯等の温度は、常に摂氏60℃以上に保つこと。</u> ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないよう貯湯槽の原湯の消毒を行うこと。	貯湯槽内をレジオネラ属菌が繁殖できない条件に保持させるため				
2	1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、浴槽水を循環させるための設備の適切な清掃及び消毒を行うこと。	科学的知見から、レジオネラ属菌が増殖しやすい箇所に対し規制を行うもの				
3	浴槽水の誤飲を防ぐための措置をとること。	エアロゾル発生防止				
4	浴槽水の消毒には、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度又は結合残留塩素濃度について毎日測定するとともに、以下の基準に保つこと。 <table border="1" data-bbox="268 1317 1008 1420"> <tr> <td>遊離残留塩素濃度</td> <td>0.4mg/L(最高1.0mg/Lまで)</td> </tr> <tr> <td>結合残留塩素濃度</td> <td>3.0mg/L程度に維持</td> </tr> </table> ただし、これにより難しい場合で知事が認めるときは、この限りでない。	遊離残留塩素濃度	0.4mg/L(最高1.0mg/Lまで)	結合残留塩素濃度	3.0mg/L程度に維持	浴槽水のレジオネラ属菌の殺菌に有効な薬剤、濃度を指定するもの ※塩素系薬剤使用の場合には、遊離又は結合残留塩素濃度のいずれかで管理すればよい
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L(最高1.0mg/Lまで)					
結合残留塩素濃度	3.0mg/L程度に維持					
5	浴槽水の消毒に <u>塩素系薬剤</u> を使用しているときは、当該薬剤を <u>ろ過器の直前に投入</u> すること。	科学的知見から、浴槽水の消毒に有効な箇所を指定するもの				
6	集毛器は、毎日清掃と消毒を行うこと。	科学的知見から、レジオネラ属菌が増殖しやすい箇所に対し規制を行うもの				
7	あふれ出た浴槽水を回収して浴用に供する場合は、オーバーフロー還水管は、直接循環配管に接続しないこと。	オーバーフロー水を使用する場合には、回収槽の設置が必要であり、回収槽以外への接続を禁止するため				

衛生基準（公衆浴場法施行条例第5条第2項関係）		基準の目的
8	オーバーフロー還水管及び回収した湯水を貯留する回収槽の内部の清掃及び消毒を1週間に1回以上行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないよう回収槽の湯水を消毒すること。	科学的知見から、レジオネラ属菌が増殖しやすい箇所に対し規制を行うもの
9	<u>水位計は、配管内の洗浄及び消毒を行うことができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。</u>	
10	水位計配管は、1週間に1回以上、清掃及び消毒を行うこと。	
11	浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置している場合は、当該浴槽の浴槽水及び当該設備に必要な湯水には、連日使用している浴槽水を使用しないこと。	エアロゾルを発生させる設備はレジオネラ症の感染リスクが高いため、使用する湯水を限定するもの
12	気泡発生装置等の内部における生物膜その他の汚れの状況を定期的に監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。	科学的知見から、レジオネラ属菌が増殖しやすい箇所に対し規制を行うもの
13	浴槽に湯水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。	湯水が滞留している間にバイオフィームが形成されることを防ぐため
14	<u>配管は、内部の湯水を完全に排水できるような構造(適切な勾配・水抜き栓の設置等)とすること。</u>	配管内に湯水が残留し、レジオネラ属菌の温床になることを防ぐため

【風紀に関する基準】

基準（公衆浴場法施行条例第6条関係）	
1	脱衣室及び浴室は、男女を区別し、その境界には、隔壁を設けて、相互に見通すことができないようにし、脱衣室の出入口には男女別の表示をすること。ただし、利用の形態により知事が支障がないと認める場合は、この限りでない。
2	脱衣室及び浴室は、外部から見通しのできないようにすること。
3	<u>7歳以上の男女を混浴させないこと。</u>
4	風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は装飾設備の設置又は掲示を行わないこと。
5	従業員の服装は清潔で、かつ、善良な風俗を乱すおそれのないものとする。

※ 家族風呂については、1と3の基準は適用されない。

公衆浴場許可を受けた後の手続き等

【浴槽水のレジオネラ属菌検査の実施&管轄保健所への提出】

毎年、浴槽水のレジオネラ属菌の検査を行って

- (1) その結果を入浴者の見やすい場所に掲示するとともに
- (2) 所管する保健所に検査結果を報告してください。

なお、検査の頻度は、以下のとおりです。

浴槽の種類	換水頻度	測定頻度
循環式浴槽でないもの (掛け流し式)	-	年1回以上
循環式浴槽	浴槽水を毎日換水するもの	年1回以上
	浴槽水を塩素系薬剤を使用して消毒し、 2日以上使用するもの	年2回以上
	浴槽水を塩素系薬剤を使用しない方法 で消毒し、2日以上使用するもの	年4回以上

【変更届出書の提出】

以下の事項を変更した場合は、変更のあった日から10日以内に、所管する保健所あてに「公衆浴場営業許可申請事項変更届(第4号様式)」を提出してください。

届出の対象となる事項	変更の内容等	備考
施設の名称	施設の名前を変更したとき	
営業者の氏名、法人の名称、住所	<p>【個人の場合】 氏名、住所 (※ 氏名については、婚姻等により姓が変わった場合)</p> <p>【法人の場合】 名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地</p>	<p><u>営業者が変わる場合は、新規の営業許可が必要です。</u></p> <p>変更内容が確認できる書類(個人の場合、運転免許証の写し等の呈示、法人の場合は登記事項証明書の添付)をお願いします。</p>
施設の所在地	町名変更、境界の変更等により住所が変更される場合に限り ます。	<u>施設を移転させる場合は、新規の営業許可が必要</u> になります。)
使用水の種類	浴用に供する水の種類を変更する場合	水道水→温泉などの変更

【変更届出書の提出】

以下の事項を変更する場合は、事前に保健所に相談してから「公衆浴場営業許可申請事項変更届(第4号様式)」を提出してください。

届出の対象となる事項	変更の内容等	備考
構造設備	増築・改築を行う場合や 客室数を増減させる場合 ※ <u>大規模な増築・改築を行う場合は、新たに新規の営業許可が必要になることがあります。</u>	<u>変更の内容が分かる図面等を用意して、事前に保健所に相談</u> してください。

【廃止届出の提出】

公衆浴場法施行規則第4条の規定により、営業を長期間にわたって休止する場合や廃止する場合は、事実のあった日から10日以内に所管する保健所あてに「公衆浴場営業休止・廃止届出書(第5号様式)」を提出してください。

【問合せ先等】

施設所在地	管轄保健所	問合せ先 (TEL)
別府市、杵築市、日出町	東部保健所	0977-67-2513
国東市、姫島村	東部保健所国東保健部	0978-72-1127
臼杵市、津久見市	中部保健所	0972-62-9171
由布市	中部保健所由布保健部	097-582-0660
佐伯市	南部保健所	0972-22-0562
竹田市、豊後大野市	豊肥保健所	0974-22-0162
日田市、九重町、玖珠町	西部保健所	0973-23-3133
中津市、宇佐市	北部保健所	0979-22-2210
豊後高田市	北部保健所豊後高田保健部	0978-22-3165